

令和2年度
社会福祉法人茅野市社会福祉協議会事業計画

○基本方針

少子高齢化の進行、家族機能の変化、価値観の多様化などを背景として、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっているなか、地域社会においては、様々な生きづらさ、暮らしづらさを抱える人々が増えています。

こうした地域社会の変容と直面する課題に対応するために、様々な制度が実施されているものの、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるよう、地域全体で助け合い・支え合う「地域共生社会」を目指し、支援体制の構築と切れ目のない支援の実現が期待されています。さらに、福祉の担い手としての人材育成、小地域福祉活動、ボランティア活動、在宅福祉サービス等を実施している社会福祉協議会への期待はますます大きくなり、地域福祉のパートナーである行政との連携を引き続き強化していく必要があります。

このような中、茅野市社会福祉協議会は、市民・行政・関係団体等との連携と協働のより一層の強化を図り、「誰もが心豊かに安心して暮らせる支え合いのまち」を目指し、第3次福祉21ビーンズプランや、令和2年度を初年度とする各地区の「第3次地域福祉行動計画」の具現化に向け、多くの市民の方々の福祉への理解と参加を得ながら、特に、住民主体の小地域福祉活動の推進や、ボランティア・まちづくり事業の推進、各種福祉サービスの充実等に努めてまいります。

さらに、茅野市社会福祉協議会の経営理念と経営方針に基づき、社会福祉協議会の機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるよう、事務事業評価の実施、財源の確保による財政基盤の安定化、組織強化に取り組むとともに、茅野市公共施設再編計画(仮称)に基づいた個別施設のあり方検討及び行政との協議を進めてまいります。

○経営理念

私たちの願い

私たちは、いつまでも住み慣れたこの家で暮らしたいと願っています。

私たちは、子どもやお年寄りや障害のある人もない人もすべての市民が明るく安心して暮らせる地域づくりが大切だと考えます。

私たちは、支える心がときには支えられる、「お互いさま」という忘れかけた言葉を心の中で育てる、そのような福祉のまちを実現します。

茅野市社会福祉協議会は、住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、あらゆる人と組織との信頼と協働に基づいて、支え合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

○経営方針

茅野市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする公益性の高い団体として、安定した法人経営が求められている中でも、経営の効率性を超えて必要な福祉サービスの提供を求められることもあります。法人として、これらの「社会的責務」を担っていくためには、次に掲げる方針に基づいた経営を進め、日々の活動を通じて、「地域住民等」の期待に応えられよう取り組みます。

1 地域社会との連携強化

- (1) 地域住民等との連携・協働により、地域福祉の推進に努めます。
- (2) 「地域生活課題」を、地域の住民や組織と協力して早期発見・早期対応に努めます。

2 権利擁護と説明責任

- (1) 個人の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が護られる生活の実現を支援します。
- (2) 人を大切にし、対話を積極的かつ丁寧に行い、法人としての説明責任を果たします。

3 提供するサービスの向上と人材育成

- (1) 謙虚な姿勢で課題解決のために最善を尽くし、品質の高いサービスの向上に努めます。
- (2) 全ての職員の能力向上を図り、職員の専門性が十分発揮できる組織づくりを目的とした人材育成を推し進めます。

4 コンプライアンスと組織力強化

- (1) 関係法令や法人の経営理念、諸規程、社会的慣習等を遵守した経営に努めます。
- (2) 戦略的な組織マネジメントにより、組織力の強化を行います。

5 財務基盤の安定

- (1) 全職員が経営参画意識を持ち、安定的な財務基盤の確立に努めます。
- (2) 経営状況や財務状況を正確に把握し、透明性の高い組織運営を行います。

○事業計画

<法人・地域福祉推進事業>

1 法人運営事業

(1) 管理運営事業

62,359千円

- ・地域福祉を推進する団体として社会福祉法で位置づけられた茅野市社会福祉協議会が運営を推進していくために必要な条件を充実・整備するため、事務局のマネジメント機能強化、経営管理体制の強化を進めます。
- ・安定した財政基盤の確立を目指すため、会費制度の見直し、会員・会費制度の理解、加入促進、公的財源の確保及び自主財源の確保に努めます。
- ・事務局体制の充実強化を進めるため、職員研修による職員の資質向上や、専門性の確保を図るとともに、個人情報の保護・苦情処理体制の充実による組織運営体制の強化を進めます。
- ・令和3年4月から施行される働き方改革関連法の一つである同一労働同一賃金に対応するための検討・準備を進めます。
- ・職員が心身ともに健康で、それぞれの能力を最大限に発揮できるよう働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、感染症予防対策等の速やかな対応に努めます。
- ・近年、多発する大規模災害に備え、茅野市の災害対策対応と連携を図るべく、災害ボランティアセンターに関する各種の訓練を実施します。また、市外での被災地支援を効果的に行えるよう職員の派遣体制の整備と人材の育成を進めます。
- ・令和元年度を初年度とする第2次発展強化計画の推進と進捗状況を管理します。

(2) 広報・啓発事業

1,345千円

- ・市民にわかりやすく効果的な福祉情報の提供に努め、地域活動のきっかけづくりや福祉意識の啓発が図れるよう、また、市民に信頼される組織を目指すため、広報紙「やらざあ」、ホームページ及びSNSなどを積極的に活用し、タイムリーな情報提供を行います。
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくり、地域の絆の大切さなどの福祉意識の醸成を目的とした、社会福祉大会を開催します。

2 小地域福祉活動推進・支援事業

(1) 小地域福祉活動推進事業 〈市一部受託〉 55,276 千円

- ・コミュニティ・ソーシャルワークの手法を基本に、「誰もが心豊かに安心して暮らせる支え合いのまち」を目指し、第3次福祉21ビーンズプランや第3次地域福祉行動計画の具現化に向けた支援を行うとともに、住民主体の小地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ・徹底したアウトリーチと丁寧な個別支援を積み重ね、地域住民や民生児童委員、福祉推進委員などから寄せられる相談や制度の狭間の課題等に、コミュニティソーシャルワーカーが関係機関と共有し、チーム支援を展開しながら生活課題の解決に取り組みます。
- ・既存の制度では対応の難しい複雑・多様化した個別課題や地域課題の解決に向け、行政や福祉専門職をはじめとする多職種と地域住民とのネットワークを構築するとともに、新たな社会資源の構築に努めます。
- ・住民主体の支え合い活動や多様な生活支援サービスの展開を進めるため、生活支援コーディネーターが、生活支援体制整備事業に基づく住民懇談会の開催を働きかけるとともに、地域住民に対する意識啓発活動に取り組みながら地域課題や解決策等の共有を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。
- ・福祉でまちづくりを進めるため、地区コミュニティセンターや保健福祉サービスセンターと連携し、第3次地域福祉行動計画の進行管理を担うとともに、地区社会福祉協議会や福祉推進委員等の活動を積極的に支援します。そのために、研修会の開催やおたがいさま情報紙を作成し、支え合い活動の輪を広げます。

(2) 福祉団体助成事業 3,760 千円

- ・地域活動を支援するために、社協会費還元金の交付を行います。
- ・地域とのつながりを持ち、活発な活動ができるよう地区社会福祉協議会をとおり、社会福祉団体へ助成金の交付を行います。

3 相談・生活支援事業

- (1) 総合相談事業 361 千円
- ・総合相談窓口として、心配ごと相談、結婚相談、司法書士の法律相談を実施します。
 - ・総合相談支援体制を強化し、必要に応じて関係機関と協働で問題解決にあたります。
- (2) シャララ・ほっとサービス事業 752 千円
- ・日常生活で困ったとき地域の中でお互いに支え合い、誰もが自立したより豊かな生活が送れるよう、住民の主体的な参加と協力の基に、住民参加型福祉サービスを展開します。
 - ・協力会員・利用会員等の意見や市民ニーズを踏まえ、より良い独自サービスの実現に資する研究を進めます。
- (3) ひとり暮らし安心コール事業 225 千円
- ・ひとり暮らし高齢者と、事業協力員を介して定期的に電話によるコミュニケーションをとることにより、安否確認、健康状態及び生活状況の確認をするとともに、孤独感の解消、在宅生活の向上を図ることを目的として実施します。
- (4) 一般介護予防事業〈市受託〉 22,085 千円
- ・一般介護予防事業の対象者であって、日常的に閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活意欲や心身機能の維持向上のため、送迎、昼食、入浴、レクリエーションなどのサービスを茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯「ゆうゆう館」において実施します。
- (5) 外出支援事業〈市受託〉 6,730 千円
- ・日常の外出において、公共交通機関の利用が困難な車いす等を利用している高齢者や障害者を対象に、市民のみなさんの参加と協力を得て送迎サービスを実施します。
 - ・透析患者の利用割合が非常に高い現状や、利用対象者の要件、利用料金等について、行政や諏訪中央病院等と協議し、外出困難な方の社会参加の促進を目指します。
 - ・一人で買い物に行くことのできない高齢者や障害者に対して、商業施設に出向く交通手段を茅野市社会福祉協議会の保有する車輛を用いて支援することを目的に、地区コミュニティ運営協議会や地区社会福祉協議会の中からモデル地区を選定し、調査・研究・実証運行を行います。
- (6) 配食サービス事業〈市受託〉 15,125 千円
- ・ひとり暮らし高齢者や障害者等で食事づくりが困難な方を対象に、お弁当（おたっしや弁当）を365日、ご希望の日にお届けします。
 - ・お弁当は、昼食または夕食のいずれかの選択制とし、食事の確保が困難な対象者の食生活を支えるサービスの向上を図ります。また、食事の確保だけでなく、お弁当の配達員による見守りを重視し、緊急事態にも備えます。

4 権利擁護事業

- (1) 日常生活自立支援事業 〈県社協受託〉 2,350 千円
- ・ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、住み慣れた地域の中で生活ができるように、福祉サービス利用申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどの支援をします。
 - ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な契約締結者について、生活支援サービス等を活用しながら切れ目のない支援を目指します。
 - ・ 茅野市と原村の1市1村の管轄地域において権利擁護支援体制の構築を目指し、丁寧な相談・支援に努めます。
- (2) 法人後見事業 320 千円
- ・ 茅野市社会福祉協議会が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の成年後見制度に基づく後見業務（財産管理や身上監護）を行います。
 - ・ 新たな後見受任については、法人後見運営委員会からの指導と助言に基づき、その必要性を慎重に判断して支援に取り組みます。
- (3) 成年後見支援センター事業 〈3市町村受託〉 8,045 千円
- ・ 茅野市、富士見町、原村の住民及び専門機関からの成年後見制度に関する相談や制度の普及啓発を行います。
 - ・ 成年後見制度の利用が必要な方やそのご家族、また、関係機関が制度を利用しやすくなるよう、情報提供や各種相談窓口への同行など、関係機関と連携を図りながら支援をします。
 - ・ 諏訪広域6市町村行政と他の成年後見支援センターとともに協議を重ね、新たな受任調整機能や市民後見人養成に向けた調査・研究に取り組みます。

5 生活困窮者支援事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業 〈県社協受託〉 649 千円
- ・低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。
 - ・まいさぼ茅野市との連携を図りながら、茅野市社会福祉協議会内の各係や地域、関係機関とも連携して課題解決にあたります。
 - ・返済が半年以上滞っている貸付利用者に対しては、個別訪問による償還指導を継続して実施します。
- (2) 暮らしのつなぎ資金貸付事業 1,195 千円
- ・市内に6か月以上住所を有する低所得者等に対し、緊急事態の発生または一時的に必要とする資金の貸付け、もしくは臨時援護のための貸付けを行い、生活の自立を図ります。
 - ・償還期限を過ぎている貸付利用者に対しては、個別訪問を行い返済計画の見直しを提案するなど、より丁寧な償還指導に取り組みます。
- (3) 生活困窮者自立支援事業 〈市受託〉 1,159 千円
- ・生活困窮者または世帯の家計再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、低所得者、高齢者、障害者、失業者等の世帯で貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、家計管理に関する指導や相談支援を通じて自立生活の促進を図ります。
 - ・引きこもり等への対応として、まいさぼ茅野市と連携し、職場体験の場を紹介し、就職活動応援金を支給して経済支援を行う、就職活動応援金付職場体験事業（プチバイト）を活用することにより、自立に向けた支援に取り組みます。
 - ・賃貸住宅に入居する際や就労の際に、保証人が確保できず困っている方に対して、まいさぼ茅野市と連携して、債務保証契約や損害補償契約を結び、見守り支援等を行うことで自立を支援する「あんしん創造ねっと」の活用を図ります。

6 交流・ふれあい事業

- (1) 希望の旅事業 474 千円
- ・日ごろ、遠方に外出する機会の少ない障害のある方々に対して、外出する機会を支援し、参加者同士のふれあいと交流を深めていただくことを目的として実施します。
- (2) 家庭介護者交流事業 570 千円
- ・家庭で介護をされている方々を対象に、食事や温泉入浴、レクリエーション等を通じて相互の情報交換や仲間づくりの場を提供することを目的として、年2回実施します。

7 ボランティア・市民活動推進事業

(1) ボランティア・福祉教育推進事業

457 千円

- ・誰もがお互いに支え合いができる地域づくりを推進していくため、地域住民が主体となった活動をするという意識を持ち、従来から取り組んで来たボランティア・まちづくりの推進、福祉教育の推進に向けた取組を進めます。
- ・学校や地域との協働により「共に生きること 共に学びあうこと」という視点を大切にしながら、児童、生徒及び教職員を対象に、全学校で出前福祉教室を開催します。併せて、地域においても、福祉意識の醸成と実践活動への展開を図るための福祉的な学習の場を設定します。
- ・市内の小・中・高等学校を「社会福祉普及校」として指定し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、他人に対する思いやりの心や主体性を育てるとともに、児童・生徒を通じてそれぞれの家庭や地域への啓発を図ります。指定校には、実施要領に基づき補助金を交付しています。
- ・ボランティア活動への正しい理解と関心を深め、ボランティアへの一歩を踏み出すきっかけとして、社会福祉施設等と協働でボランティア体験プログラム「サマーチャレんじ」を企画・実施します。
- ・地区ボランティアの会など地域におけるボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア活動団体や活動者からの悩みや相談に応じるとともに、「ボランティア交流会」の開催や、改めた「ボランティア・市民活動助成金」等を通じて、活動の輪を広げ、活動のさらなる充実に結びつくよう支援します。

(2) 市民活動センター事業

12,596 千円

- ・市民活動センター『ゆいわーく茅野』は、市民等と市と社協の三者協働で運営され、市民活動・ボランティア活動者・団体の活動や運営の相談窓口となり、市民活動・ボランティア活動の推進・支援を行っています。
- ・「ゆいわーく茅野」に担当職員を引き続き配置し、コミュニティソーシャルワーカーとゆいわーく茅野との連携をさらに深め、アウトリーチの手法で身近な地域への活動支援・コーディネートに取り組みます。
- ・地域のニーズを捉えたイベント、講座、研修の開催に努めます。なお、「ゆいわーく茅野」の令和2年度事業計画は、P12以降を参照願います。

8 共同募金配分金事業

4,843 千円

- ・共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）に対する地域のみなさんの理解を一層深めながら、募金活動を進めます。
- ・カプセルトイによる募金活動を通し、認知度向上や募金増額につながる取り組みを行います。
- ・より地域のみなさんに開かれた共同募金とするために運営委員会を開催します。
- ・共同募金を、広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催します。

<居宅介護等事業>

- 1 居宅介護支援事業 8,878 千円
 - ・介護支援専門員が依頼を受け、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づいた自立支援のためのサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、高齢者施設への紹介等の便宜を図ります。
- 2 訪問介護事業 63,602 千円
 - ・訪問介護事業所のホームヘルパーが、介護支援専門員からの「居宅サービス計画」に基づいて高齢者及び障害者宅での入浴、排泄、食事の介護、及び日常の世話等の家事援助等のサービスを提供します。
- 3 西部デイサービス事業 59,875 千円
 - ・西部デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事時の介護、及び日中の余暇活動等や社会的交流、機能訓練等のサービスを提供します。
- 4 本部事業 11,898 千円
 - ・在宅福祉係全体の事務局（本部）として、各事業所運営に関わる企画立案や監査対応等の必要な業務を行うとともに、長野県国民健康保険団体連合会への請求業務や利用者負担金の徴収業務を行います。

<障害者福祉サービス事業>

- 1 障害者相談支援事業 1,000 千円
 - ・障害児・者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を提供します。障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。
- 2 就労継続支援B型事業 31,347 千円
 - ・あすなろセンターにおいて、民間企業等に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を提供します。

令和2年度 市民活動センター「ゆいわーく茅野」事業計画

1 事業の6項目の柱

- ①市民活動・ボランティア活動をしている個人・団体のために活動場所と情報を提供し、相談を受け、その活動を推進・支援する。
- ②市民活動・ボランティア活動に積極的に参加する市民を増やす。
- ③市民活動・ボランティア活動にかかわる個人・団体が積極的に情報を発信することを推進し、その情報をつなぐネットワークづくりを進める。
- ④さまざまな市民が出会い、交流できる場となり、人と人とのつながりをつくることで、新たな市民活動・ボランティア活動を創出する。
- ⑤自ら気づき、考え、行動する人をつくり、地域づくり、まちづくり、支え合いを推進する。
- ⑥障がいのある人など社会参加しにくい環境にある人に交流の場や居場所を提供する。

2 6項目の柱ごとの事業

※各事業は柱ごとに記載してあるが、内容、進捗、展開などによって複数の柱が横断的に関わる。

【①市民活動・ボランティア活動をしている個人・団体のために活動場所と情報を提供し、相談を受け、その活動を推進・支援する(相談・コーディネート事業、センター管理・運営事業)】

事業名			
事業の概要	H30 実績	R 元実績	R2 計画
コーディネーターの配置による相談活動			
市民活動の相談・支援を行う。	109 件	48 件	継続実施
職員によるケース検討会の開催			
寄せられる相談や情報を、職員が共有し検討することで、より相談者等に有意義な提案ができるよう検討会を行う。	月に1回 定例で開催	月に1回 定例で開催	月に1回 定例で開催
コーディネーター育成			
職員のコーディネート力を充実させるため、研修会等へ参加する。	県社協ボランティアコーディネーター研修、長野県主催研修など	県社協ボランティアコーディネーター研修、長野県主催研修など	継続実施

事業名			
事業の概要	H30実績	R元実績	R2計画
市民活動への会場提供及び備品貸出			
市民活動団体の登録、利用説明会の開催、適切な施設利用の周知、施設の使用許可、備品貸出事務を行う。	登録 271 団体 利用者 延べ 2,971 人/月 稼働率平均 76.2%	登録 280 団体 利用者 延べ 3,120 人/月 稼働率平均 80.6%	継続実施
運営委員会・部会長会・部会の開催			
三者協働運営体制のもと、ゆいわーく茅野の事業計画審議、事業評価、管理運営計画の見直しなどを行う。部会長会は、必要に応じて行う。部会は、設置の目的に沿って活動を行う(部会は、運営委員以外も参加可能)。	運営委 7回 部会長会 1回 ひとつづくり 6回 つながり 6回 広報 3回	運委 9回 ひとつづくり 6回 つながり 6回 広報 2回	必要に応じて継続実施
施設環境整備			
適切な管理のもと、使いやすく安心して利用できる施設となるよう、管理・運営を行うことで利用の促進を図る。また、季節に合わせた飾りつけなど、楽しい施設づくりをすすめる。	来館者参加の季節の飾りつけ、暮らしの手帖展示	予約時間枠変更及び使用料の統合	継続実施

【②市民活動・ボランティア活動に積極的に参加する市民を増やす(市民・活動団体のニーズ把握と提案事業)】

事業名			
事業の概要	H30実績	R元実績	R2計画
みんなのまちづくり支援事業(3,008,000円)			
新たな市民活動の創出を、補助金と相談・コーディネート両面から支援し、市民活動の土壌とタネを育む。	17件 補助額 227.5万円 発表会参加者 74名(3回)	12件 補助額 176.1万円 発表会参加者 名(2回)	15件
支援のニーズ把握・提案事業の創出			
継続的にニーズが集まるよう、団体・個人のニーズ把握をし、事業の創出につなげる。	講座、イベント、補助金、相談、紹介など、それぞれの事業へと繋ぐ		

【③市民活動・ボランティア活動にかかわる個人・団体が積極的に情報を発信することを推進し、その情報をつなぐネットワークづくりを進める(ヒト・モノ・コト情報収集・発信事業)】

事業名(予算)			
事業の概要	H30実績	R元実績	R2計画
情報紙『ゆいわーく通信』の発行(1,088,000円)			
『ゆいわーく茅野』の事業や活動団体の紹介等を紙媒体で行い、市民への周知を図る。運営委員を含めた編集委員会により内容を検討する。	隔月発行 6回	隔月発行 6回 編集委員会 8回	隔月発行 6回
ホームページの運営			
『ゆいわーく茅野』の事業や活動団体の紹介等をインターネットで行い、さらに幅広く市民活動を行う方や団体によびかけていく。SNS(Facebook、Twitter、Instagram)、茅野市公式HPや茅野市どっとネットとの連携、構築を検討する。	HP向上委員会 4回	SNSの活用	継続実施
情報コーナーの充実			
情報ボード、市民活動掲示板、みりよくBOOK、黒ボード、パンフレットスタンドなど、市民活動に関する情報収集と提供を行い、情報コーナーの充実を図る。		随時	
情報の収集と提供			
市民活動に関わる補助金や保険等の情報、市内で行われる市民活動イベントなどの情報を、収集し提供する。また、『ゆいわーく茅野』や市民活動に関わる情報をマスコミへ提供する。		随時	
出前講座			
市民のニーズに応じた出前講座を行い、市民活動の推進を図る。また、ゆいわーく茅野の紹介や利活用、地区での講座開催などにより、施設の周知や理解へつなげる。(一部、市の出前講座のメニューとなっている)	2回 (理科大、地区コミュニティ、など)	0回	必要に応じて実施

【④さまざまな市民が出会い、交流できる場となり、人と人のつながりをつくることで、新たな市民活動・ボランティア活動を創出する(連携・協働・ネットワーク事業)】

事業名(予算)			
事業の概要	H30実績	R元実績	R2計画
ゆいわーく茅野イベント(354,000円)			
市民有志による実行委員会を目標に、企画・運営・実施を目指す。施設オープンの日を目安に、ゆいわーく茅野ならではの企画を行う。	11月18日 実行委員11名 参加者約60名 講演会講師: 山崎亮氏	1月25日 参加者約300名	11月15日
市民活動交流会(82,000円)			
市民活動団体のネットワーク作りと情報交換のための交流会。市民活動団体有志による実行委員会の運営、実施を目指す。	3月10日 参加者100名	新型コロナウイルスの影響により中止	9月5日 3月6日
ネットワーク事業の創出			
学校や企業を含むあらゆる主体、異業種、異分野の団体との連携、ネットワーク化を図る。	創出事業 11件	創出事業 9件	創出事業 7件

【⑤自ら気づき、考え、行動する人をつくり、地域づくり、まちづくり、支え合いを推進する(人財養成・育成・交流事業)】

事業名(予算)			
事業の内容	H30実績	R元実績	R2計画
ファシリテーター養成講座(400,000円)			
会議、ミーティング等の場で、参加者の発言、合意形成や相互理解を促進するファシリテーターを養成する。	体験講座あり 全4回 受講者 13名	体験講座あり 全4回 受講者 11名	全3回 定員 20名
伝えるコツ(247,000円)			
チラシ作成や SNS を利用した広報、ファシリテーショングラフィックなど、「伝える」ことにテーマを置き、スキルアップを図る研修会	全3回 受講者 延べ45名	全2回 受講者 延べ43名	全2回 定員各20名
(新) ゆいわーくカフェ(仮)(252,000円)			
活動の情報交換、相談、支援、ネットワークの構築、出会い・繋がり・気づき考える人財の発掘と育成の場。	—	—	月1回開催
事業名(予算)			
事業の内容	H30実績	R元実績	R2計画
市民活動実践講座(328,000円)			
市民活動の「はじめの一步」講座。課題発見の手法や解決に向けた実践を学ぶ。まちづくり支援事業につながる取り組みを目指す。	全4回 受講者 8チーム	全4回 受講者 10名	全4回 定員 7チーム
ボランティア基礎講座(243,000円)			
課題解決型だけでなく、価値提供型ボランティア活動や、する側もされる側も楽しいボランティアとはなにか、ボランティアの基礎を学ぶ講座を行う。	—	全2回 受講者 延べ88名	全2回

【⑥障がいのある人など社会参加しにくい環境にある人に交流の場や居場所を提供する(まちの居場所
育み事業)】

事業名(予算)			
事業の内容	H30 実績	R 元実績	R2 計画
居場所づくり講座(120,000 円)			
社協と協働で、地域の居場所の発掘、見える化、広報、周知などをすすめるプロジェクト。交流会など、居場所周知にひろげていく。	—	プロジェクト 11 名 全体会議 4 回 デザイン会議 5 回	プロジェクトで 計画
障がいのある人などの利用促進			
障がいのある人の当事者団体等が、使いやすい施設整備をすすめる。	随時		